

綾瀬市老人クラブ連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがいや健康づくり活動を促進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するため、綾瀬市老人クラブ連合会に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助額)

第2条 補助対象事業は、老人クラブ事業、老人クラブ連合会事業及びその他事業とし、補助額は、別表に定める基準により予算の範囲内で決定するものとする。

(申請書の提出期限)

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出は、当該補助を受ける年度の4月30日までとする。

(交付決定)

第4条 規則第7条の規定による通知は、老人クラブ連合会補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第5条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、老人クラブ連合会補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により申請するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定による市長の定める期日は、交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、当該会計年度終了後の4月30日までとする。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行し、同年9月1日から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	対 象 経 費	補 助 額
老人クラブ事業	単位老人クラブの活動育成に必要な報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 神奈川県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱（昭和51年4月1日神奈川県）に定める老人クラブ活動等
老人クラブ連合会事業	老人クラブ連合会の活動促進に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	事業の補助対象基準額 2 その他老人クラブ連合会の事業活動促進のために市長が認める必要額
その他事業	老人クラブ連合会が主催又は共催する健康増進活動、教養活動、社会奉仕活動等に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	補助金、寄付金その他の収入額を除いた費用の2分の1以内の額

第1号様式（第4条関係）

老人クラブ連合会補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で交付申請のありました老人クラブ連合会補助金の交付について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付申請額 千円
- 2 交付決定額 千円
- 3 交付条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けてください。

第2号様式（第5条関係）

老人クラブ連合会補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者

年 月 日付けで交付決定を受けた老人クラブ連合会補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類